

令和8年度元気な農業応援事業の要望募集のお知らせ

規模拡大や生産性向上に向けた機械導入や施設整備等を支援します

1. 支援対象者

| 種別 | 支援対象者 |
|---------------------------------|---|
| 機械・施設整備 施設承継支援 鳥獣被害防止対策支援 | ①個人 ②法人 ③集落営農組織 ④1年以上活動実績があり3戸以上の農家が組織する団体 ※購入する場合は、保険の加入が要件です。(鳥獣被害防止対策支援は除く) ①～③と④の重複申請はできません。 |
| 果樹産地生産振興支援 省エネルギー対策支援 | ①法人 ②集落営農組織 ③3戸以上の農家が組織する団体 |

2. 支援内容 ※補助対象事業費は、税抜価格です。

| 種別 | 支援内容 |
|---|---|
| 機械・施設整備 ※スマート農機 は「農業生産高 度化事業」で申 請を受付けます | 補助対象事業費50～300万円（一部事業30～300万円） 補助率3／10以内 補助上限額90万円 申請可能な上限事業費360万円 ※物価高騰前(令和2年頃)の価格が補助対象事業費内である場合 特例:農地所有適格法人 ※他の特例は裏面に記載 補助対象事業費50～600万円（一部事業30～600万円） 補助上限額：180万円 申請可能な上限事業費720万円 ※物価高騰前(令和2年頃)の価格が補助対象事業費内である場合 |
| 果樹産地生産振興支援 省エネルギー対策支援 | 補助対象事業費10～300万円 補助率1.5／10～1／2以内 |
| 施設承継支援 | 補助対象事業費10～300万円 補助率4／10以内 |
| 鳥獣被害防止対策支援 | 補助対象事業費15～300万円 補助率3／10以内 |

3. 支援者の要件

| 種別 | 支援対象者の要件 |
|---------------------------------|--|
| 機械・施設整備 施設承継支援 鳥獣被害防止対策支援 | 認定農業者、認定新規就農者（いずれも認定見込者を含む） |
| 果樹産地生産振興支援 省エネルギー対策支援 | 以下①～⑤のいずれかに該当すること。 ①認定農業者（又は認定見込者） ②エコファーマー（又は認定見込者） ③新潟県特別栽培農産物認証制度認証者 ④有機JAS認証制度認証者 ⑤食と花の銘産品を生産する販売農家 |

◆要望募集のスケジュール

◆春～夏作業（4月～8月導入） 2月10日（火）～3月9日（月）

◆秋～冬作業（9月～3月導入） 5月18日（月）～6月17日（水）

募集期間を過ぎてからの要望書の提出は、受け付けませんのでご注意ください。

詳しい内容や要望書類については、各区農政担当課にお問い合わせください。

※新潟市ホームページで募集内容の確認や様式のダウンロードが可能です。

事業内容は裏面をご覧ください

4. 事業内容の概要

※令和5年度から「環境と人にやさしい農業支援事業」は本事業に統合しました。

| | 事業種目 | 事業内容(概要) |
|---------|------------|---|
| 機械・施設整備 | 米対策支援 | <p>収益力向上支援</p> <p>米生産の経営規模拡大や所得向上に必要な適正規模の機械・施設の導入 (認定新規就農者特例) 上限事業費なし、補助率3/10以内、補助上限額180万円</p> |
| | 園芸等対策支援 | <p>収益力向上支援</p> <p>園芸等生産の規模拡大や所得向上に必要な適正規模の機械・施設導入 (認定新規就農者特例) 上限事業費なし、補助率3/10以内、補助上限額180万円</p> |
| 取組推進 | 果樹産地生産振興支援 | 果樹産地の維持、拡大に向けた体制の整備への支援 補助率1/2 |
| | 省エネルギー対策支援 | 省エネルギー型ハウス被覆資材、修繕資材の導入(資材費) 1ハウスにつき、1回目:補助率3/10 2回目以降:補助率1.5/10 |
| | 施設承継支援 | 新たに賃貸借や売買した既設パイプハウス、鉄骨ハウス果樹棚の修繕・補修経費への支援 |
| | 鳥獣被害防止対策支援 | 鳥獣被害防止対策に必要な資材導入を支援 |

5. 活用のイメージ : 特例内容を赤字下線で記載。特例は併用不可。

| No. | 区分 | 事業種目 | 事業費の範囲 | 申請可能な事業費 | 補助金額 |
|-----|-------------------|------|---|-------------------------------|-----------------------|
| 1 | 個人A | 米 | 事業費の範囲内で1台まで | 50~360万円以内 | 90万円以内 |
| 2 | 個人B | 園芸 | 事業費の範囲内で複数台 | 30~360万円以内 | 90万円以内 |
| 3 | 個人C | 米+園芸 | <u>米:事業費の範囲内で1台まで</u> + <u>園芸:事業費の範囲内で複数台</u> | 50~360万円以内 + 30~360万円以内 | 90万円以内 + 90万円以内 |
| 4 | 法人A | 米 | 事業費の範囲内で1台まで | 50~ <u>720万円以内</u> | <u>180万円</u> 以内 |
| 5 | 法人B | 園芸 | 事業費の範囲内で複数台 | 30~ <u>720万円以内</u> | <u>180万円</u> 以内 |
| 6 | 個人D または 法人D | 米 | <u>認定新規就農者特例の場合、 1台まで、事業費上限なし</u> | <u>50万円以上</u> | <u>180万円</u> 以内 |
| 7 | 個人E または 法人E | 園芸 | <u>認定新規就農者特例の場合、 事業費の範囲内で複数台、 事業費上限なし</u> | <u>30万円以上</u> | <u>180万円</u> 以内 |
| 8 | 法人F | 米+園芸 | <u>米:事業費の範囲内で1台まで</u> + <u>園芸:事業費の範囲内で複数台</u> | 50~360万円以内 + 30~360万円以内 | 90万円以内 + 90万円以内 |

新潟市暴力団排除条例に基づき、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものは、本事業の対象となりません。事業活用にあたっては、暴力団員等ではないことを誓約する「誓約書兼同意書」の提出が必要になります。